

■ 令和7年5月検針分以降の下水道使用料・農業集落排水処理施設使用料（1か月につき）

下水道使用料・農業集落排水処理施設使用料は、基本使用料と、下水道や排水管などに汚水として流した排除汚水量に基づく従量使用料の合計額となります。

また、別途消費税及び地方消費税10%が加算されます。

用途	汚水量	使用料（円・税別） （現行料金との差額）
一般用	0～10m ³ まで	基本使用料 (+220) 1,443
	11m ³ ～ 20m ³	1m ³ につき (+29) 193
	21m ³ ～ 30m ³	〃 (+30) 199
	31m ³ ～ 50m ³	〃 (+41) 272
	51m ³ ～ 100m ³	〃 (+50) 329
	101m ³ ～ 500m ³	〃 (+51) 338
	501m ³ ～	〃 (+53) 352
公衆浴場用 水泳プール用 冷却用	0～10m ³ まで	基本使用料 (+220) 1,443
	11m ³ ～	1m ³ につき (+8) 54